

令和元年度(4月～9月分) 愛川町私立幼稚園就園奨励費補助金のご案内

愛川町では、私立幼稚園児の保護者の負担を軽減するため、入園料・保育料の一部を補助しています。

「私立幼稚園就園奨励費」は、4月から9月分までの半年間が対象となります。10月から3月分については10月からの幼児教育無償化に伴う新たな給付となる予定です。この「私立幼稚園就園奨励費」の申請とは別に、申請書類等の提出が必要となります。詳細については、在園している幼稚園を通じて別途ご案内します。

【申込方法】

「保育料等減免措置に関する調書」に、必要事項を記入・押印し、**添付書類(必要な方のみ)を添えて**、在園している幼稚園が指定する期日までに幼稚園に提出してください。

1. 補助の対象となる世帯

令和元年6月1日現在、愛川町内に住民登録があり居住している世帯で、満3歳児、3歳児、4歳児、5歳児が、私立幼稚園(町外の幼稚園を含む)に在園している世帯

2. 補助金額(補助対象期間は平成31年4月から令和元年9月まで)

補助金額は原則として、園児の保護者である父母の令和元年度の町民税額に応じて次の区分により交付します。

| 区分 | 補助の基準 | 在園児区分 | 1人あたりの補助限度額(年額) |
|----|---------------------|-------|-----------------|
| A | 生活保護の世帯 | 第1子 | 154,000円 |
| | | 第2子 | 154,000円 |
| | | 第3子以降 | 154,000円 |
| B | 非課税の世帯又は所得割額が非課税の世帯 | 第1子 | 136,000円 |
| | | 第2子 | 154,000円 |
| | | 第3子以降 | 154,000円 |
| C | 所得割額が77,100円以下の世帯 | 第1子 | 93,600円 |
| | | 第2子 | 123,500円 |
| | | 第3子以降 | 154,000円 |

| 区分 | 補助の基準 | 在園児区分 | 1人あたりの補助限度額(年額) | |
|----|--------------------|-------|-------------------|------------------|
| | | | 小学校3年生までに兄弟がいない世帯 | 小学校3年生までに兄弟がいる世帯 |
| D | 所得割額が211,200円以下の世帯 | 第1子 | 34,600円 | — |
| | | 第2子 | 99,500円 | 92,500円 |
| | | 第3子以降 | 154,000円 | 154,000円 |
| E | 上記区分以外の世帯 | 第1子 | 11,000円 | — |
| | | 第2子 | 77,000円 | 77,000円 |
| | | 第3子以降 | 154,000円 | 154,000円 |

※ひとり親世帯等について ひとり親世帯等に該当する方については次の補助単価となります。

| 区分 | 補助の基準 | 在園児区分 | 1人あたりの補助限度額(年額) |
|----|---------------------|-------|-----------------|
| F | 非課税の世帯又は所得割額が非課税の世帯 | 第1子 | 154,000円 |
| | | 第2子 | 154,000円 |
| | | 第3子以降 | 154,000円 |
| G | 所得割額が77,100円以下の世帯 | 第1子 | 136,000円 |
| | | 第2子 | 154,000円 |
| | | 第3子以降 | 154,000円 |

※ひとり親世帯等とは、保護者又は保護者同一の世帯に属する方が次に該当する世帯です。

- 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない方で現に児童を扶養している方
- 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた方(在宅に限る)
- 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた方(在宅に限る)
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方(在宅に限る)
- 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅に限る)
- 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者(在宅に限る)

※ 在園児区分

- 「第1子」: 1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者
- 「第2子」: 同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者及びA・B・C・F・G区分に該当し、生計を一にする兄弟が1人おり、就園している場合の最年長者並びにD・E区分に該当し、小学校3年生までの兄弟が1人おり、就園している場合の最年長者
- 「第3子以降」: 同一世帯から3人以上就園している場合の3人目以降の園児。A・B・C・F・G区分に該当し、生計を一にする兄弟が1人おり、同一世帯から2人以上就園している場合の「第2子」以外の園児及びD・E区分に該当し、小学校3年生までの兄弟が1人おり、同一世帯から2人以上就園している場合の「第2子」以外の園児。A・B・C・F・G区分に該当し、生計を一にする兄弟が2人以上いる園児及びD・E区分に該当し、小学校3年生までの兄弟が2人以上いる園児をいう。

【注意1】同一世帯両親およびそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の町民税所得割額の合計額となります。

(家計の主宰者とは・・・①当該園児を市町村民税算定上、扶養控除の対象にしているか、②当該園児を健康保険等において扶養家族としているか、③世帯構成員のうち最多収入者であるかどうか、などにより判断します。)

【注意2】町民税所得割額が租税特別措置法による住宅借入金等特別税額控除されている方は、適用前の額で算定します。

【注意3】補助金は令和元年度に幼稚園に納める入園料・保育料の金額を限度とします。補助金額が幼稚園に納める額を上回る場合は、減額して交付します。

3. 申込の添付書類

(1) 添付書類が必要のない世帯

平成31年1月1日現在、愛川町に住居登録(住民票)があり、次のいずれかに該当する世帯

- 会社等から町民税を差し引かれている世帯
- 自営業等で確定申告あるいは町民税の申告を既に済ませている世帯
- 公的年金のみで生活している世帯

(2) 添付書類が必要な世帯

(ア)生活保護法による保護を受けている世帯 ⇒ 生活保護適用証明書

(イ)F・G区分のひとり親世帯等に該当する方

- 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない方で現に児童を扶養している方 ⇒ 児童扶養手当またはひとり親家庭等医療証を受給していない方は戸籍全部事項証明書等
- 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた方 ⇒ 氏名が記載されているページの写し
- 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた方 ⇒ 氏名が記載されているページの写し
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方 ⇒ 氏名が記載されているページの写し
- 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者 ⇒ 年金証書の写し

(ウ)平成31年1月2日以降に他の市町村から愛川町に転入した世帯 ⇒ 次の①～③のいずれか1通

- 令和元年度市区町村税納税通知書(写) ⇒ 市区町村から6月に送付されます。
- 令和元年度市区町村税特別徴収税額の決定・変更通知書(写) ⇒ 勤め先から6月頃配布されます。
- 令和元年度市区町村税課税証明書(総所得額・所得控除額) ⇒ 平成31年1月1日に居住のあった市区町村から取寄内訳すべてが記載されている証明書)又は非課税証明書 せください。

※マイナンバー(個人番号)の提示により課税証明書の省略ができますので、子育て支援課にお問合せください。

(エ)平成30年1月～12月に海外勤務などで、日本国内に住所がなかった世帯

⇒ 昨年1年間の収入総額・所得控除額(社会保険料・生命保険料等の控除)を証明する給与証明書(給与等の支払いを受けた会社で交付を受けてください。)

(オ)単身赴任等で生計主の住所地在異なる世帯

- 住所地在町外の場合 ⇒ 上記(ウ)の①～③のいずれか1通(マイナンバー(個人番号)での利用はできません。)
- 住所地在国外の場合 ⇒ 昨年1年間の収入総額・所得控除額(社会保険料・生命保険料等の控除)を証明する給与証明書(給与等の支払いを受けた会社で交付を受けてください。)

※「保育料等減免措置に関する調書」提出時に書類の添付ができない方は、幼稚園の指定する期日までに「保育料等減免措置に関する調書」のみを提出し、添付書類は後日整い次第すみやかに、役場子育て支援課まで提出してください。その際は、園名・組名・園児名がわかるように明記してください。

4. 交付の時期

11月下旬以降に、幼稚園の定める方法により交付されます。

【その他】

- 添付書類が必要な世帯で添付書類の提出がない場合、又は、無申告等により町民税額が不明の場合はE区分として決定します。
- 補助金は令和元年度に幼稚園に納める入園料・保育料の金額を限度として交付します。補助金額が幼稚園に納める額を上回る場合は、減額して交付します。

【裏面あり】

(3) 途中退園された場合は、退園時(令和元年度9月)までに納めた入園料・保育料の金額を限度とし、補助金額が調整されます。

また、途中入園の場合は、在園期間に応じて補助金額が調整されます。

※入園料の有無に関わらず共通 補助限度額×在園月数÷6(百円未満を四捨五入)

(4) 印鑑は、スタンプ印ではなく、朱肉を使用して押印してください。

(5) 間違えて記入してしまった場合は、修正液等を使わず、二本線を引いて印鑑を押し、書き直してください。

(6) 生年月日による年齢の区分は次のとおりです。

○ 3歳児(年少)・・・平成27年4月2日～平成28年4月1日生

○ 4歳児(年中)・・・平成26年4月2日～平成27年4月1日生

○ 5歳児(年長)・・・平成25年4月2日～平成26年4月1日生

(7) この補助金は国の制度に基づき、国からの補助を受けて実施しています。

問い合わせ先: 愛川町役場 民生部 子育て支援課 子ども保育班
〒243-0392 愛川町角田251番地1 電話046-285-2111(内線3364)

町民税課税額の見方

1. 町民税を「納税通知書」により納めている方(自営業者等) *町から6月に郵送されます。

神奈川県愛川町 令和元年度
町民税・県民税 納税通知書
兼 特別徴収税額通知書
令和 年 月 日
神奈川県 愛川町長 印
通知書番号

| 年税額 | 既課税額 特別徴収額及び納済税額 | 公的年金からの特別徴収の方法 によって徴収する額の合計額 | 差引年税額 | 前納報奨金 | 差引納付額 |
|-----|---------------------|---------------------------------|-------|-------|-------|
| | | | | | |

課税の計算 (単位:円)

| 課税標準額 | 町民税 | 県民税 |
|----------------------|-----|-----|
| 総所得 | | |
| 分離短期譲渡所得 | | |
| 分離長期譲渡所得 | | |
| 山林所得・分離株式所得・先物取引等 | | |
| 上場株式等の配当 | | |
| 調整控除額 | | |
| 税額控除額 | | |
| 住宅借入金等特別税額控除額 | | |
| 寄附金税額控除額・外国税額控除額等 | | |
| 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額 | | |
| 所得割 | ※ | |
| 均等割 | ※ | |
| 合計年税額 | | |

この金額
注)ただし、町民税所得割課税額が住宅借入金等特別税額控除されている場合は、適用(控除)前の額となります。

2. 町民税を毎月の給料から差し引かれている方(会社員等) *勤務先から6月ごろ配付されます。通知書の配付がない場合は、勤務先の給与担当者にお尋ねください。

令和元年度 給与所得に係る町民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

| 所得 | 課税標準 | 税額 |
|---------|----------|---------------|
| 給与収入 | 総所得金額① | 税額控除前所得割額④ |
| 給与所得 | 山林所得 | 税額控除額⑤ |
| その他の所得計 | 分離短期譲渡 | 所得割額⑥ |
| | 分離長期譲渡 | 均等割額⑦ |
| | 株式等の譲渡 | 税額控除前所得割額④ |
| | 上場株式等の配当 | 税額控除額⑤ |
| | 先物取引 | 所得割額⑥ |
| | | 均等割額⑦ |
| | | 特別徴収税額⑧ |
| | | 控除不足額⑨ |
| | | 既充当額⑩ |
| | | 既納付額⑪ |
| | | 差引納付額(⑧-⑩-⑪)⑫ |
| | | 変更前税額⑬ |
| | | 増減額(⑧-⑬) |
| | | 変更月 |

この金額
注)ただし、町民税所得割課税額が住宅借入金等特別税額控除されている場合は、適用(控除)前の額となります。

第2号様式(第4条関係)

保護者記入例 保育料等減免措置に関する調書

| | | | |
|-------|----------------|--------|--|
| 幼稚園名 | 〇〇 幼稚園 △△ 組 | 在園状況 | <input checked="" type="checkbox"/> 新入園児(平成31年4月1日以降入園) <input type="checkbox"/> 前年度在園児(平成31年3月31日以前入園) |
| フリガナ | アイカワ ジロウ | 園児生年月日 | 年少 平成25年 4月10日生 年中 年長 |
| 園児氏名 | 愛川 二郎 | 現住所 | 愛川町 角田251-1 ハイツ角田〇〇〇 |
| フリガナ | アイカワ タロウ | 保護者氏名 | 愛川 太郎 |
| 保護者氏名 | 愛川 太郎 | 電話番号 | 046 (285) 2111 |
| 電話番号 | 046 (285) 2111 | 現在の住所 | 厚木市中町〇-〇-〇〇 |

* 就園奨励費補助金の決定に当たり、住民基本台帳、住民税の課税、児童扶養手当等に係る事項について、公簿等により確認することについて同意します。

世帯の状況

ひとり親世帯等に該当します 提出書類あり

* 園児と生計を共にする者全員を記入してください。
* 園児本人の兄弟・姉妹が幼稚園・保育所・障害児通園施設に通っている又は児童デイサービスを利用している幼児がいる場合、「職業等」欄に幼稚園名又は施設名を記入してください。

| 氏名 | F・G区分に該当する方は口に✓を記入し必要な添付書類を提出してください。(提出がない場合は、該当になりません) | | 令和元年度町民税額 | |
|------------------------------|---|------------|-----------|----------|
| | 所得割額 | 均等割額 | 円 | 円 |
| 愛川 太郎 | 大昭平令 | 〇年〇〇月〇〇日 | 父 | 会社員 |
| 愛川 町子 | 大昭平令 | 〇年〇〇月〇〇日 | 母 | パート |
| 愛川 一郎 | 大昭平令 | 23年 7月 1日 | 兄 | 〇〇小学校 2年 |
| 愛川 二郎 | 大昭平令 | 25年 4月 10日 | 本人 | 〇〇幼稚園 年長 |
| 愛川 花子 | 大昭平令 | 26年 8月 8日 | 妹 | 〇〇幼稚園 年中 |
| | 大昭平令 | 年 月 日 | | |
| | 大昭平令 | 年 月 日 | | |
| 町民税額欄は町事務処理欄のため、記入の必要はありません。 | | | | 税額合計 |

ここは記入しないでください。

幼稚園記入欄

愛川町長 殿

上記の園児は、当幼稚園児入園日(年度途中入園) 令和 年 月 日 入園 設置者名

ここは幼稚園が記入します。

(注意) 園児1人につき1枚提出してください。